

鹿 児 島 県 公 報

平成28年3月25日（金）第3198号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備等に関する条例（※） (人事課取扱い) 2
- 知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（※） (人事課取扱い) 12
- 鹿児島県職員の退職管理に関する条例（※） (人事課取扱い) 12
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※） (市町村課取扱い) 13
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※） (財政課取扱い) 14
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（※）
(総務事務センター取扱い) 29
- 鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（※）
(青少年男女共同参画課取扱い) 29
- 鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（※）
(保健医療福祉課取扱い) 29
- 鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（※）
(保健医療福祉課取扱い) 30
- 鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例（※） (社会福祉課取扱い) 30
- 鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例の一部を改正する条例（※） (介護福祉課取扱い) 31
- 興行場法施行条例の一部を改正する条例（※） (生活衛生課取扱い) 31
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）
(産業立地課取扱い) 31
- 鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例（※） (漁港漁場課取扱い) 32
- 大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例（※） (農政課取扱い) 32
- 鹿児島県建築審査会に関する条例の一部を改正する条例（※） (建築課取扱い) 33
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※） (教職員課取扱い) 33
- 鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
(高校教育課取扱い) 33

条 例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第10号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第 4 条第 2 項中「標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める」を「職務の内容は、別表第 5 に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして知事が人事委員会と協議して定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第 5 条第 1 項中「級別資格基準（以下「資格基準」という。）」を「基準」に改め、同条第 2 項本文中「資格」の次に「（その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される知事が人事委員会と協議して定める初任給基準表（以下この項及び第 7 項において「初任給基準表」という。）に規定する学歴免許等をいう。以下同じ。）」を加え、「知事が人事委員会と協議して定める初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給とし、その者に適用しようとする同表の額がその者の属する職務の級における最低の号給に達しないときは、その最低の」を「初任給基準表に掲げる職務の級の号給と同じ」に改め、同条第 3 項中「資格基準に定める必要な資格を有し」を「知事が人事委員会と協議して定める在級期間表に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な 1 級下位の職務の級に在級した年数をいう。）を満たし」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「基き」を「基づき」に改める。

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 4 条関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表

職務 の級	基 準 と な る 職 務
----------	---------------

1級	主事又は技師の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 本庁の係長の職務 2 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
4級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の困難な業務を分掌する係の長の職務
5級	本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務
6級	1 本庁の課長の職務 2 本庁の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務
7級	1 本庁の次長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務
8級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する部の次長の職務
9級	本庁の困難な業務を所掌する部の長の職務
備考1	部とは、鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）により設置された部をいう。 2 部長とは、上司の命を受け、部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督するものをいう。 3 次長とは、上司の命を受け、部長を補佐するものをいう。 4 課とは、部の直近下位に設置されるものをいう。 5 課長とは、上司の命を受け、課の事務を掌理するものをいう。 6 課長補佐とは、上司の命を受け、課長を補佐するものをいう。 7 係とは、課の事務を分掌させるため設置されるものをいう。 8 係長とは、相当高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理するとともに、上司の命を受け、係の事務を処理するものをいう。 9 主事とは、上司の命を受け、事務に従事するものをいう。 10 技師とは、上司の命を受け、技術に従事するものをいう。

イ 研究職給料表

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務
2級	1 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務

	2 高度の知識経験に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整，指導等を行う職務 3 特に高度の知識経験に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の統括，調整等を行う職務

ウ 医療職給料表（一）

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	保健所の課長の職務
3 級	1 保健所の長の職務 2 保健所の困難な業務を処理する課長の職務
4 級	規模の大きい保健所の長の職務
備考	課長とは，地域振興局の職員のうち保健所の職員を兼務する職員で，上司の命を受け，課（部（地域振興局の直近下位に設置されるものをいう。）の事務を分掌させるため設置されるものをいう。）の事務を処理するものをいう。

エ 医療職給料表（二）

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1 級	1 診療放射線技師等の職務 2 歯科衛生士等の職務
2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師等又は歯科衛生士等の職務
3 級	1 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 2 特に困難な業務を行う診療放射線技師等又は歯科衛生士等の職務
4 級	1 本庁の係長の職務 2 特に困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務
5 級	1 家畜保健衛生所等の長又は支所長の職務 2 保健所等の課長の職務 3 本庁の困難な業務を分掌する係の長の職務
6 級	1 相当の規模を有する家畜保健衛生所等の長の職務 2 保健所等において相当困難な業務を処理する課長の職務

7 級	1 規模の大きい家畜保健衛生所等の長の職務 2 保健所等において困難な業務を処理する課長の職務
備考 1	家畜保健衛生所等とは家畜保健衛生所，食肉衛生検査所（と畜検査，食鳥検査及び食肉衛生検査に関する事務を処理するため設置されるものをいう。）又は動物愛護センターを，保健所等とは保健所又は家畜保健衛生所等をいう。 2 支所長とは，上司の命を受け，支所（家畜保健衛生所の事務の一部を処理させるため設置されるものをいう。）の事務を処理するものをいう。 3 課長とは，ウの備考に規定する課長又は家畜保健衛生所等の課長（上司の命を受け，家畜保健衛生所の課（家畜保健衛生所の直近下位に設置されるものをいう。）の事務又は食肉衛生検査所のと畜検査及び食鳥検査に関する事務を処理するものをいう。）をいう。 4 係とは，アの備考7に規定する係をいう。 5 係長とは，アの備考8に規定する係長をいう。 6 診療放射線技師等とは診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，栄養士，衛生検査技師，理学療法士，作業療法士又は視能訓練士を，歯科衛生士等とは歯科衛生士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師又は柔道整復師をいう。

オ 医療職給料表（三）

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師等の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務
3 級	1 保健所の係長の職務 2 困難な業務を行う看護師等の職務
4 級	1 保健所の相当困難な業務を処理する係長の職務 2 特に困難な業務を行う看護師等の職務
5 級	1 保健所の課長の職務 2 保健所の困難な業務を処理する係長の職務
6 級	保健所の困難な業務を処理する課長の職務
備考 1	課長とは，ウの備考に規定する課長をいう。 2 係長とは，地域振興局の職員のうち保健所の職員を兼務する職員で，相当高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理するとともに，上司の命を受け，係（課（ウの備考に規定する課をいう。）の事務を分掌させるため設置されるものをいう。）の事務を処理するものをいう。

3 看護師等とは、看護師、保健師又は助産師をいう。

カ 海事職給料表

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1 級	定型的な業務を行う船舶士の職務
2 級	航海士，機関士，通信士又は船舶士の職務
3 級	1 航海長，一等航海士，一等機関士又は通信長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士，機関士，通信士又は船舶士の職務
4 級	1 船長又は機関長の職務 2 困難な業務を処理する航海長，一等航海士，一等機関士又は通信長の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士，機関士，通信士又は船舶士の職務
5 級	1 困難な業務を処理する船長又は機関長の職務 2 特に困難な業務を処理する航海長，一等航海士，一等機関士又は通信長の職務
6 級	特に困難な業務を処理する船長又は機関長の職務
備考 1	船長とは，船舶に乗り組む職員のうち，上司の命を受け，船舶の維持及び運航に関する事務を処理するものをいう。 2 航海長，一等航海士，一等機関士，通信長又は機関長とは，船舶に乗り組む職員のうち，上司の命を受け，担当の技術を処理するものをいう。 3 船舶士，航海士，機関士又は通信士とは，船舶に乗り組む職員のうち，上司の命を受け，担当の技術に従事するものをいう。

(鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「各号の一に」を「各号に掲げる場合のいずれかに」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第2項中「給与に関する条例」を「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。次条において「県職員給与条例」という。）」に、「学校職員給与条例」を「鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。次条において「学校職員給与条例」という。）」に改める。

第6条を次のように改める。

(降給の事由等)

第6条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一給料表の下位の職務の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

2 職員が法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときはその意に反して降給することができるものとし、その手続は第2条の規定を準用する。

3 前項の規定により職員を降格させる場合におけるその者の号給は、県職員給与条例第5条第6項又は学校職員給与条例第4条第8項の規定により定める。

4 第2項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給から2号給を超えない範囲内において任命権者が定める。

第7条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、「刑の」の次に「全部の」を加え、同条第2項中「刑の」の次に「全部の」を加える。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 学校職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度にに基づき、これを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第5に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のもので任命権者が人事委員会と協議して定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第4条第1項中「級別資格基準」を「基準」に改め、同条第2項本文中「資格」の次に「（任命権者が人事委員会と協議して定める初任給基準表（以下この項及び第6項において「初任給基準表」という。）に規定する学歴免許等をいう。以下同じ。）」を加え、「任命権者が人事委員会と協議して定める初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給とし、その者に適用しようとする同表の額がその者の属する職務の級における最低の号給に達しないときは、その最低の」を「初任給基準表に掲げる職務の級の号給と同じ」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第3条関係）

等級別基準職務表

ア 教育職給料表（一）

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1 級	1 大学の助教の職務 2 大学の助手の職務
2 級	大学の講師の職務

3級	大学の准教授の職務
4級	1 大学の学長の職務
	2 大学の教授の職務

イ 教育職給料表（二）

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1級	高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の講師，助教諭，養護助教諭，実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校等の教諭，養護教諭，栄養教諭，特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う実習助手又は寄宿舎指導員の職務
3級	高等学校等の教頭の職務
4級	高等学校等の校長の職務

ウ 教育職給料表（三）

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1級	小学校又は中学校の講師，助教諭又は養護助教諭の職務
2級	小学校又は中学校の教諭，養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	小学校又は中学校の教頭の職務
4級	小学校又は中学校の校長の職務

エ 医療職給料表

鹿児島県職員の給与に関する条例別表第5エの規定を準用する。

オ 行政職給料表

鹿児島県職員の給与に関する条例別表第5アの規定を準用する。

カ 海事職給料表

鹿児島県職員の給与に関する条例別表第5カの規定を準用する。

（鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部改正）

第4条 鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「次項」を「第3項」に改め，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は，任命権者において，その者に所属する職員が著しく少数であること等の事情により，前項の勤勉手当の額の総額が同項の規定によることが著しく困難であると認める場合には，あらかじめ人事委員会と協議して，勤勉手当の額の総額について別に定めることができる。

（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第3条第2項中「標準的な職務の内容は、公安委員会が人事委員会と協議して定める」を「職務の内容は、別表第6に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のもので公安委員会が人事委員会と協議して定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第4条第1項中「級別資格基準」を「基準」に改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第3条関係）

等級別基準職務表

ア 公安職給料表

職務 の級	基 準 と な る 職 務
1級	係員の職務
2級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	1 警察本部の係長の職務 2 相当困難な業務を処理する主任の職務 3 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察本部の相当困難な業務を分掌する係の長の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 警察本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察本部の特に困難な業務を分掌する係の長の職務
6級	警察本部の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務
7級	1 警察本部の課長又は警察署の署長の職務 2 警察本部の極めて困難な業務を処理する課長補佐の職務
8級	1 警察本部の参事官の職務 2 警察本部の困難な業務を所掌する課の長の職務 3 規模の大きい警察署の長の職務
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察本部の困難な業務を所掌する参事官の職務 3 特に規模の大きい警察署の長の職務
備考1	部とは、鹿児島県警察本部、部等設置条例（昭和29年鹿児島県条例第28号）により設置された部をいう。

- 2 部長とは、警察本部長の命を受け、部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督するものをいう。
- 3 参事官とは、上司の命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に係るものを総括整理するものをいう。
- 4 課とは、部の直近下位に設置されるものをいう。
- 5 課長とは、上司の命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督するものをいう。
- 6 課長補佐とは、上司の命を受け、担当の事務の処理について課長を補佐し、部下職員を指揮監督するものをいう。
- 7 係とは、課の所掌事務を分掌させるため設置されるものをいう。
- 8 係長とは、相当高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理するとともに、上司の命を受け、係の分掌事務を処理し、部下職員を指揮監督するものをいう。
- 9 主任とは、上司の命を受け、分掌事務を処理し、部下職員を指揮監督するものをいう。
- 10 係員とは、上司の命を受け、分掌事務を処理するものをいう。

イ 行政職給料表

鹿児島県職員の給与に関する条例別表第5アの規定を準用する。

ウ 研究職給料表

鹿児島県職員の給与に関する条例別表第5イの規定を準用する。

エ 医療職給料表

鹿児島県職員の給与に関する条例別表第5オの規定を準用する。

オ 海事職給料表

鹿児島県職員の給与に関する条例別表第5カの規定を準用する。

（鹿児島県地方警察職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 鹿児島県地方警察職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、同条例第3条中「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「給与に関する条例」という。）第5条第6項又は鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第8項」とあるのは「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「給与に関する条例」という。）第4条第1項」とを削り、「給与に関する条例第20条又は学校職員給与条例」を「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。次条において「県職員給与条例」という。）第20条又は鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。次条において「学校職員給与条例」という。）」に、「給与に関する条例第14条」を「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年

鹿児島県条例第33号。次条において「警察職員給与条例」という。）第14条」と、同条例第6条第3項中「県職員給与条例第5条第6項又は学校職員給与条例第4条第8項」とあるのは「警察職員給与条例第4条第1項」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）第1条
- (2) 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）第1条
- (3) 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）第1条
- (4) 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）第1条
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）第1条
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鹿児島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第3条第2項中「3年」を「5年」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、派遣の期間が5年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き5年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き5年3月を超えないこととなるときは、この限りでない。

（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第9条 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鹿児島県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第5条中「通勤」の次に「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。）」を加える。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）の一部を

次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第11条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 1 条の改正規定（「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める部分に限る。）は公布の日から、第 2 条中鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第 7 条の改正規定は刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。
- 2 第10条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

.....

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第11号

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給料の特例に関する条例（平成24年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則第 2 項中「平成28年 3 月 31 日」を「平成28年 7 月 27 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県条例第12号

鹿児島県職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条 再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（法第38条の2第1項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への再就職の届出）

第3条 離職した日の前日において管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第13号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表農政部の表2の項第1号中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改め、同項第2号中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同項第3号中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同項第4号中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同項第5号中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同項第6号中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同項中第8号を削り、第14号を第16号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号中「第73条の12」を「第73条の10」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による官報への公告及び事業を廃止していない旨の届出の受理
- (8) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第2項の規定による公告の通知
- (9) 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による継続の届出の受理

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第14号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の表に次のように加える。

<p>4 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づく主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付</p>	<p>提出資料等の写し等交付手数料</p>	<p>ア 用紙に白黒で複写し、又は出力したもの 1枚につき10円 イ 用紙にカラーで複写し、又は出力したもの 1枚につき20円</p>
---	--	-----------------------	---

備考1 4の項に規定する手数料について、両面に複写し、又は出力したものは、片面

を 1 枚として金額を算定する。

2 4 の項に規定する手数料は、現金で前納しなければならない。ただし、送付による交付を求める場合は、県が発行する納入通知書により前納することができる。

3 鹿児島県行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、4 の項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第 1 企画部の表中 2 の項を 3 の項とし、1 の項を 2 の項とし、同項の前に次のように加える。

1 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録の申請に対する審査	自家用有償旅客運送者登録申請手数料	15,000円
	(2) 法第79条の7第1項の規定に基づく自家用有償旅客運送者の変更登録の申請に対する審査	自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料	3,000円

別表第 1 保健福祉部の表24の 2 の項中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同項に(1)として次のように加える。

(1) 法第48条の3第1項の規定に基づく登録喀痰吸引等事業者の登録の申請に対する審査	登録喀痰吸引等事業者登録申請手数料	2,400円
---	-------------------	--------

別表第 1 保健福祉部の表32の項を削る。

別表第 1 商工労働水産部の表10の項の(4)中「第 3 条第 1 号」を「第 2 条第 1 号」に改め、同項の(5)中「第 3 条第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改め、同表13の項の(1)のイの(ア)の c 中「520 円」を「530円」に、「900円」を「910円」に、「6,150円」を「6,200円」に、「7,750円」を「7,800円」に、「14,150円」を「14,200円」に、「18,900円」を「19,000円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の a 中「3,200円」を「3,250円」に改める。

別表第 1 農政部の表中 6 の項を削り、5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次のように加える。

5 農産物検査法	(1) 法第17条第2項及び政令第5条第	登録検査機関登録	150,000円
----------	----------------------	----------	----------

(昭和26年法律第144号。以下この項において「法」という。)及び農産物検査法施行令(平成7年政令第357号。以下この項において「政令」という。)の施行に関する事務	1 項第 2 号の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査	申請手数料	
	(2) 法第18条第 3 項において準用する法第17条第 2 項及び政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づく登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	登録検査機関登録更新申請手数料	10, 100円
	(3) 法第19条第 3 項において準用する法第17条第 2 項及び政令第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料	ア 法第17条第 4 項第 3 号の農産物の種類の増加に係るもの 30, 000円 イ 法第17条第 4 項第 4 号の登録の区分の増加に係るもの 150, 000円

別表第 1 土木部の表14の 4 の項を同表14の 5 の項とし、同項の次に次のように加える。

14の 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 法第29条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は法第36条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能向上計画認定又はエネルギー消費性能認定申請手数料	ア 法第30条第 1 項各号に掲げる基準又は法第36条第 2 項に規定する基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額(以下この項の(1)のアにおいて「基本額」という。)。ただし、当該認定申請に併せて法第30条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、2 の項の(1)のアからケまでに掲げる金額(当該建築物が、同項の(1)のコに掲げる建築物に該当する場
---	--	-----------------------------------	---

務			<p>合にあつては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額に、同項の(1)のクに掲げる金額を加えた金額、同項の(1)のサ又はシに掲げる建築物に該当する場合にあつては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額に同項の(1)のサ又はシに掲げる金額を加えた金額) と同一の金額（以下この項において「加算額」という。）をそれぞれ加えた金額</p> <p>(ケ) 住宅以外の用に供する建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円</p> <p>c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円</p> <p>d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 131,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 207,000円</p> <p>(イ) 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円</p>
---	--	--	---

			<p>c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円</p> <p>d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 131,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 207,000円</p> <p>(ウ) 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの</p> <p>a 人の居住の用以外の用に供する部分を有しない住宅（以下この項において「一戸建ての住宅」という。） 6,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。） 13,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円</p> <p>d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 52,000円</p> <p>e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 93,000円</p> <p>(エ) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 6,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 13,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上</p>
--	--	--	---

			<p>2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円</p> <p>d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 52,000円</p> <p>e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 93,000円</p> <p>(ウ) 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下この項において「複合建築物」という。）</p> <p>認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分（建築物の人の居住の用に供する部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の建築物の区分に応じ、この項の(1)のアの(ウ)又は(イ)に掲げる金額に、当該複合建築物の住宅部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）の建築物の区分に応じ、この項の(1)のアの(ウ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(1)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>(ウ) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 93,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上</p>
--	--	--	---

			2,000平方メートル未満のもの 154,000円
		c	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 246,000円
		d	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 320,000円
		e	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 383,000円
		f	床面積が25,000平方メートル以上であるもの 449,000円
		(イ)	非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの
		a	床面積が300平方メートル未満のもの 237,000円
		b	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 381,000円
		c	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 541,000円
		d	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 666,000円
		e	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 786,000円
		f	床面積が25,000平方メートル以上であるもの 896,000円
		(ウ)	住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの
		a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 38,000円
		b	床面積が200平方メートル以上

			<p>である一戸建ての住宅 42,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 77,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 124,000円</p> <p>e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 207,000円</p> <p>f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 294,000円</p> <p>(㊦) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 22,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 40,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 65,000円</p> <p>e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 112,000円</p> <p>f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 166,000円</p> <p>(㊧) 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(1)のイの(㊦)又は(㊧)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(1)のイの(㊧)又は(㊨)に掲げる金額を加えた金額</p>
	<p>(2) 法第31条第1項の規定に基づく建</p>	<p>エネルギー消費性</p>	<p>ア 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事</p>

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査	能向上計画変更認定申請手数料	<p>が認めるものを添付する場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(2)のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>(㉞) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p>c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 41,000円</p> <p>d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 65,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 103,000円</p> <p>(㉟) 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>
--------------------------------	----------------	---

			<p>14,000円</p> <p>c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 41,000円</p> <p>d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 65,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 103,000円</p> <p>(ウ) 住宅の用に供する建築物で，性能基準によるもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 3,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 13,000円</p> <p>d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円</p> <p>e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 46,000円</p> <p>(エ) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ，この項の(2)のアの(ウ)に掲げる金額に，当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ，この項の(2)のアの(イ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ，それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(2)のイにおいて「基本額」とい</p>
--	--	--	--

う。)。ただし、当該変更認定申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(7) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 46,000円

b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 77,000円

c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 123,000円

d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 160,000円

e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 191,000円

f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 224,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 118,000円

b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 190,000円

c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 270,000円

d 床面積が5,000平方メートル以

			<p>上10,000平方メートル未満のもの 333,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 393,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 448,000円</p> <p>(ウ) 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 38,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 62,000円</p> <p>e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 103,000円</p> <p>f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 147,000円</p> <p>(エ) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(2)のイの(ウ)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(2)のイの(ア)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額</p>
--	--	--	---

別表第1 土木部の表14の3の項の(1)のアの(ア)から(ウ)までを次のように改める。

- | |
|---|
| <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの</p> <p>a 新築のもの 9,000円</p> <p>b その他のもの 11,000円</p> <p>(イ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの</p> <p>a 新築のもの 22,000円</p> |
|---|

- b その他のもの 26,000円
- (ウ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの
 - a 新築のもの 40,000円
 - b その他のもの 49,000円
- (エ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの
 - a 新築のもの 74,000円
 - b その他のもの 84,000円
- (オ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの
 - a 新築のもの 140,000円
 - b その他のもの 164,000円
- (カ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの
 - a 新築のもの 256,000円
 - b その他のもの 294,000円
- (キ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの
 - a 新築のもの 471,000円
 - b その他のもの 542,000円
- (ク) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの
 - a 新築のもの 655,000円
 - b その他のもの 739,000円
- (ケ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの
 - a 新築のもの 805,000円
 - b その他のもの 895,000円

別表第1 土木部の表14の3の項の(1)のウの(ウ)から(ケ)までを次のように改め、同項を同表14の4の項とする。

- (ウ) 住宅の戸数が1戸のもの
 - a 新築のもの 50,000円
 - b その他のもの 72,000円
- (イ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの
 - a 新築のもの 121,000円
 - b その他のもの 172,000円
- (ウ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの
 - a 新築のもの 197,000円
 - b その他のもの 280,000円
- (エ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの
 - a 新築のもの 394,000円
 - b その他のもの 555,000円

(イ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの
a 新築のもの 713,000円
b その他のもの 1,008,000円
(ロ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの
a 新築のもの 1,239,000円
b その他のもの 1,745,000円
(ハ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの
a 新築のもの 2,310,000円
b その他のもの 3,254,000円
(ニ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの
a 新築のもの 3,317,000円
b その他のもの 4,664,000円
(ホ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの
a 新築のもの 4,099,000円
b その他のもの 5,750,000円

別表第1 土木部の表14の2の項の次に次のように加える。

14の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は同条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅事業登録又は登録の更新申請手数料	次に掲げる登録又は登録の更新申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 住宅の戸数が10戸以下のもの 26,000円 イ 住宅の戸数が10戸を超え20戸以下のもの 30,000円 ウ 住宅の戸数が20戸を超え30戸以下のもの 34,000円 エ 住宅の戸数が30戸を超え40戸以下のもの 38,000円 オ 住宅の戸数が40戸を超え50戸以下のもの 42,000円 カ 住宅の戸数が50戸を超え70戸以下のもの 50,000円 キ 住宅の戸数が70戸を超え100戸以下のもの 62,000円 ク 住宅の戸数が100戸を超えるもの 74,000円
---	--	-------------------------------	--

別表第1 警察本部の表の備考6の表7の項中「(昭和26年法律第183号)」を削る。

別表第1 各部局共通の表を次のように改める。

各部局共通

事 務	手数料を徴収する事 務	手数料の 名称	金 額
1 行政不 服審査法 （以下こ の項にお いて「法」 の 施 行 （他の法 令におい て準用す る場合を 含む。） に関する 事務	法第38条第1項の規 定に基づく書面若し くは書類の写し又は 電磁的記録に記録さ れた事項を記載した 書面の交付（法第9 条第3項において読 み替えて適用する場 合並びに法第66条第 1項及び他の法令に おいて準用する場合 を含む。）	提出書類 等の写し 等交付手 数料	ア 用紙に白黒で複写し、又は出力した もの 1枚につき10円 イ 用紙にカラーで複写し、又は出力し たもの 1枚につき20円
2 公共用 地境界確 定調書の 写しの交 付に関す る事務	公共用地境界確定調 書の写しの交付	公共用地 境界確定 調書の写 し交付手 数料	400円
備考1 1の項に規定する手数料について、両面に複写し、又は出力したものは、片面 を1枚として金額を算定する。 2 1の項に規定する手数料は、現金で前納しなければならない。ただし、送付に よる交付を求める場合は、県が発行する納入通知書により前納することができる。 3 行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員（同法第9条第3項に規定する 場合にあつては同条第1項本文に規定する審査庁、同法第66条第1項において準 用する場合にあつては同法第63条第1項に規定する再審査庁）は、経済的困難そ の他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、1の項に規 定する手数料を減額し、又は免除することができる。			

別表第2の3の項中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1 保健福祉部の表32の項を

削る改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第15号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第16号

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）の一部を次のように改正する。
第14条第 3 項中「第 1 項又は前項」を「前 2 項」に改め、同条第 4 項中「同項第 8 号」を「同項第 5 号」に改める。

第29条中「前条各項の刑」を「当該各項の罰金刑又は科料刑」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 6 月 23 日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第17号

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年鹿児島県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険財政の安定化に係る貸付金の貸付け（以下「貸付け」という。）に要する経費
- (2) 国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金の交付（以下「交付」という。）に要する経費
- (3) 前2号に掲げる経費のほか、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第18号

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の44」を「100,000分の41」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第19号

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県民生委員定数条例（平成27年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表垂水市の項中「58人」を「59人」に改め、同表曾於市の項中「113人」を「114人」に改め、同表霧島市の項中「282人」を「284人」に改め、同表いちき串木野市の項中「92人」を「93人」に改め、同表伊佐市の項中「99人」を「100人」に改め、同表南種子町の項中「25人」を「26人」に改め、同表屋久島町の項中「41人」を「42人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

.....

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第20号

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、省令第105条の18第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第3号に掲げる記録にあっては、5年間）」と」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第21号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、喫煙所」を削り、同項第5号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第22号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「14,480円」を「14,570円」に改め、同項第3号中「10,400円」を「10,450円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第23号

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

施 設 名	使 用 料	
	区 分	額

」

を

「

施 設 名	使 用 料	
	区 分	額
枕崎漁港における高度衛生管理型荷さばき所		1 平方メートルにつき 1 月411円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第24号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（平成27年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「283,920円」を「347,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県建築審査会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第25号

鹿児島県建築審査会に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県建築審査会に関する条例（昭和25年鹿児島県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3項を加える。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第26号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「3,314人」を「3,261人」に改め、同条第3号中「1,450人」を「1,475人」に改め、同条第4号中「11,909人」を「11,885人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第27号

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表高等学校の表中	「	鹿児島県立財部高等学校	曾於市	」	を
		鹿児島県立末吉高等学校	曾於市		
		鹿児島県立曾於高等学校	曾於市		
		鹿児島県立岩川高等学校	曾於市		

「 鹿児島県立曾於高等学校 曾於市 」に、

「 鹿児島県立串良商業高等学校 鹿屋市
鹿児島県立高山高等学校 肝属郡肝付町 」を

「 鹿児島県立串良商業高等学校 鹿屋市 」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第28号

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,016人」を「3,026人」に、「1,754人」を「1,760人」に、「919人」を「923人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。